

# 桑野社労士 & FP 事務所だより

平成 28 年 7 月 11 日

第 76 号

〒614-8093 京都府八幡市八幡三本橋 18-169 若ビル 1 階

TEL 075-874-4629 FAX 075-874-4630

E-mail [kuwano@cosmos.ocn.ne.jp](mailto:kuwano@cosmos.ocn.ne.jp) HP [www.kuwano.biz](http://www.kuwano.biz)

平成 28 年 10 月 1 日から

## 厚生年金・健康保険の加入対象が拡大します

対象は従業員が 501 人以上、週 20 時間以上、月額賃金が 88,000 円以上

現在、厚生年金保険・健康保険の加入対象は、週 30 時間上働く方が対象です。しかし、平成 28 年 10 月からは、従業員が 501 人以上の会社で、週 20 時間上働く方等にも、対象が広がります。

ただし、①学生（夜間・定時性の方は除く）、②雇用期間が 1 年未満、③70 歳以上の方は、除かれます。また、賃金の 88,000 円の中には、通勤手当、残業代、賞与などは、含めません。



### 加入するメリット

厚生労働省は、賃金が月額 88,000 円の方が加入年数によって、次のように一生涯老齢厚生年金が増える試算を、示しています。

加入年	保険料（月額）	年金額（月額）
40 年間	8,000 円	19,300 円
20 年間	8,000 円	9,700 円
1 年間	8,000 円	500 円

上記の老齢厚生年金ばかりではなく、加入中に万一障害がある状態になった場合は「障害厚生年金」が支給されます。また、万一お亡くなりになった場合は、御遺族の方に「遺族厚生年金」が支給されます。なお、忘れてはならないのは、会社もこの保険料と同じ額の保険料を支払うことです。したがって、自分が払った保険料の 2 倍の保障が得られるということです。

### 扶養に入っている方の手続きは？

社会保険の被扶養者かどうかの判断は、年収 130

万円未満かどうかです。しかし、年収が 130 万円未満であっても、今回の加入拡大の基準に当てはまる方は、被扶養者とはならず、厚生年金・健康保険に加入することになります。

厚生年金・健康保険の加入手続きは、勤務先の会社が行いますが、御自身の健康保険の資格喪失の手続きは次のとおりとなります。

1. 国民健康保険に加入している方 → 自分で、市町村役場で資格喪失の手続きを行う。
2. 配偶者の健康保険に加入している方 → 配偶者の会社を通じて、資格喪失の手続きを行う。

平成 28 年 8 月 1 日から

### 介護休業給付金の支給率と賃金日額の上限額が替わります

#### △ 支給率

現在の休業開始時の賃金の 40% から、平成 28 年 8 月 1 日以降に開始する介護休業から、67% の支給になります。

<例> 賃金日額 1 万円の方の場合

$10,000 \text{円} \times 30 \text{日} \times 40\% = 12 \text{万円}$

→  $10,000 \text{円} \times 30 \text{日} \times 67\% = 20.1 \text{万円}$

#### △ 賃金日額の上限額

賃金日額が 15,000 円の方の場合

○平成 28 年 7 月 31 日までに介護休業を取得した場合 → 上限額 14,210 円

○平成 28 年 7 月 31 日までに介護休業を取得した場合 → 上限額 15,620 円

(裏面に続く)

# 労働裁判事例 14

就業規則に基づく解雇—高知放送事件(最二小判昭和52年1月31日)

## 寝過ごしにより2度の放送事故を起こしたアナウンサーに対する解雇は有効か

【事実】 Y会社は、テレビ・ラジオの放送事業会社で、XはY会社のアナウンサーであった。Xは、昭和43年2月に宿直業務に従事したが、寝過ごし、午前6時から10分間の定時ラジオニュースを放送することができなかった。また、同年3月にも、宿直業務に従事して寝過ごし、午前6時から約5分間定時ラジオニュースを放送することができなかった。Xはこの事故を上司に報告しておらず、1週間後にこれを知ったC部長から事故報告書の提出を求められたが、事実と異なる事故報告書を提出していた。Y会社は、Xの以上の行為は、就業規則所定の懲戒事由に該当するが、再就職など将来を考慮して普通解雇の処分とした。

Xは、解雇は無効であるとして、従業員としての地位の確認を求めて、訴えを提起した。1審及び原審ともに、本件解雇は解雇権の乱用に当たり無効としたため、Y会社は上告した。



### 【判旨】 上告棄却(Xの請求を容認)

I Xの行為は、就業規則15条3号の普通解雇事由に該当する。しかしながら、普通解雇事由がある場合においても、使用者は常に解雇しうるものではなく、当該具体的な事情のもとにおいて、解雇に処することが著しく不合理であり、社会通念上相当なものとして是認することができないときには、当該解雇の意思表示は、解雇権の乱用として無効になる。

II 本件において、Xの起こした2回に渡る事故は、定時放送を使命とするY会社の対外的信用を著しく失墜させるものであり、また、Xが寝過ごしという同一態様に基づき、特に2週間以内に2度も同様の事故を起こしたことは、アナウンサーとしての責任感に欠け、更に2度目の事故直後においては、率直に自己の非を認めなかったなどの点を考慮すると、Xに非が無いということとはできない…。Y会社において、従前放送事故を理由に解雇された事例はなく、Xは自己の非を認めて謝罪の意を表明しており、Xに解雇をもって

臨むことは、いささか酷に過ぎ、合理性を欠く恨みなしとせず、必ずしも社会的に相当なものとして是認することはできない、と考えられる余地がある。

(次号に続く)

## 事務所からひとこと

私の妻に、6月2日付けで障害基礎年金2級の決定通知、6月10日付けで身体障害者手帳4級の認定が下りた(いずれも4月に請求)。

私の妻は約5年前(平成23年7月)に、両足のひざから下に、急にしびれとゴムベルトで締め付けられるような異常な感覚を覚え、地元の病院を受診した。しかし、しびれが下半身全体に広がってきたので、再受診すると、DN病院へ紹介状を書いてくれた。

8月にDN病院で様々な検査を受け、胸髄に脊髄損傷があると言われ、“急性脊髄炎”で緊急入院した。その間ステロイド投与があり、胸髄の炎症が消失したので一旦退院。しかし、胸までの強いしびれと締め付けは変わらず、目眩・悪心があり、9月に受診すると、胸髄の炎症が再発していると告げられ、“生体検査”を勧められ、U病院への紹介状をもらう。この時点で、今後、歩行困難、失明、排せつ障害になる可能性があると言われ、DN病院からは見放されたのかと、感じた。

U病院でも各種検査を行い、9月末に検査入院、10月に再入院してパルス(=ステロイドの大量投与)を受ける。平成24年2月下旬、強い締め付け感が再発し、造影MRI検査をして様子を見ながら、鎮痛剤で対処するが、痛みは継続。平成24年6月、ふらついて歩けなくなって受診し、同日から7月18日まで入院し、パルス治療を5日間・3クール受ける。主治医からは原因がハッキリしない自己免疫疾患(=自分の体を敵と間違えて攻撃する病気)の脊髄炎と言われる。その後、運動障害・感覚障害・膀胱直腸障害進行の防止のため、ステロイドの服薬を続け、月1~2回の通院を続けた。その後、薬をいろいろ試してみるが、自覚症状は和らぐことはなく、長距離の歩行はできず、階段の上り下りが特に困難な状態が続いていた。

平成28年に入り、階段の上がり降りばかりか、平坦な道も1km程度しか歩けなくなる。そこで、冒頭の障害年金と身体障害者手帳の申請に至る。両方が認定されて、“よかった”と一瞬感じたが、大事なのは病気がよくなることで、これは“社労士病”だと反省した。妻も、2年後の認定は受けずに済むようにがんばると、言っている。